

佐賀県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月十九日から平成二十四年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 佐賀川久保 鳥栖線	神崎市神埼町志波屋字一本松 一四二番一地先から 神崎市神埼町志波屋字一本松 一七三〇番一地先まで	神崎市神埼町志波屋字一本松 一四二番一地先から 神崎市神埼町志波屋字一本松 一七三〇番一地先まで
	前	後
	幅員	延長
	メートル	メートル
	一四・五	二〇〇・〇
	一六・七	二〇〇・〇
	四八・〇	二〇〇・〇